４．評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
５．評価の業務を開始しようとする年月日
（注意）
１．申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
２．第30条各号に掲げる書類を添付してください。
３．申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第十五（第三十二条第一項関係）（日本工業規格Ａ列４番）

評価業務規程届出書

年　月　日

国土交通大臣　殿

届出者の住所
届出者の氏名又は名称　印
代表者の氏名

評価業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第２項において読み替えて準用する同法第48条第１項前段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

（注意）
１．届出に係る評価業務規程を添付してください。
２．届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第十六（第三十二条第二項関係）（日本工業規格Ａ列４番）

評価業務規程変更届出書

年　月　日

国土交通大臣　殿

届出者の住所
届出者の氏名又は名称　印
代表者の氏名

評価業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第２項において準用する同法第48条第１項後段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

１．変更の内容

２．変更の理由

（注意）
１．変更前及び変更後の評価業務規程の対照表を添付してください。
２．届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

告示

○国土交通省告示第一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条第一項の規定に基づき、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月二十九日

消費者庁長官　板東久美子
国土交通大臣　石井　啓一

日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示

日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第３の１の前に次のように加える。

この告示における用語の定義は、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

第４の２のただし書中「（平成13年国土交通省告示第1347号）」を削る。

別表１の５の５―１の項中「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第１号。以下「建築主等の判断の基準」という。）別表第４に掲げる」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下「非住宅・住宅計算方法」という。）別表第10に掲げる」に、「地域区分」を「地域の区分」に、「建築主等の判断の基準に相当する程度」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度」に改める。

別表１の５の５―２の項中「地域区分」を「地域の区分」に、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号」を「基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第10条第１項の規定により求められたものであるものに限る。）」に、「建築主等の判断の基準」を「基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第５条第１項の規定により求められたものであるものに限る。）」に改める。

別表２―１の１の１―１の項中「明示する。」の下に「また、耐震診断を行った場合にあっては、その方法を明示する。」を加える。

別表２―１の２の項の次に次のように加える。

３　劣化の軽減に関すること	３―１　劣化対策等級（構造躯体等）	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（０、１、２又は３）による。この場合において、等級０によるときは、その理由を併せて明示する。また、中性化深さの測定を行った場合にあっては、その旨を明示する。	劣化対策等級（構造躯体等）	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度
				等級３	劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で、３世代（おおむね75～90年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
				等級２	劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で、２世代（おおむね50～60年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている